

第71号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新規自営漁業者定着支援資金の項中「うち、」の次に「漁業協同組合等が水産庁長官が選定した者の補助を受けて行う漁労技術習得研修（研修修了後、独立して漁業を営むことを目指す者に対して行う研修に限る。以下この項において「国の研修」という。）又は」を加え、「研修」を「県の研修」に改め、「受けた期間」の次に「（国の研修及び県の研修のいずれも受けた者は、それぞれの研修を受けた期間を合算した期間）」を加え、「研修終了時の」を「国の研修又は県の研修のいずれか一方を受けた者にあつては当該研修を修了した日、国の研修及び県の研修のいずれも受けた者にあつては最後に受けた研修を修了した日における」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。